

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 業 務 の 名 称                    | 令和4年度有明海・八代海海域環境検討業務  |
| 業 務 概 要                      | 本業務は、有明海・八代海における環境特性の把握、環境改善技術等に関する検討を行うものである。  |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所長 島村 辰一<br>熊本県熊本市川尻2-8-61  |
| 契 約 年 月 日                    | 令和4年8月8日  |
| 契 約 業 者 名                    | 一般財団法人 みなと総合研究財団  |
| 契 約 業 者 の 住 所                | 東京都港区虎ノ門三丁目1-10   |
| 契 約 金 額                      | 20,174,000円(税込み)  |
| 予 定 価 格                      | 20,207,000円(税込み)  |
| 随意契約によることとした理由               | <p>本業務を的確にかつ円滑に遂行するためには、有明海・八代海における特有の海域特性や自然条件等を熟知した海域環境の改善方策に関する高度な知識が必要であり、又、「干潟・浅場」実験施設の環境改善効果を整理・解析の検討等、総合的な知見が必要である。</p> <p>以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明業者においては、配置予定技術者の経験・能力(技術資格、業務執行技術力)、本業務の実施方針、並びに本業務の特定テーマに対する技術提案書の提出を求めるとともに、配置予定技術者へのヒアリングを実施することにより、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価するものである。</p> <p>建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人 みなと総合研究財団が最適であると判断されたことから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い、円滑な遂行を図るものである。</p> |
| 業 務 場 所                      | —   |
| 業 種 区 分                      | 建設コンサルタント等  |
| 履 行 期 間 ( 自 )                | 令和4年8月8日  |
| 履 行 期 間 ( 至 )                | 令和5年3月24日   |
| 備 考                          |   |